

適格請求書発行事業者登録日をまたぐ請求書の記載事項について

令和 5 年 9 月

下関市上下水道局

令和 5 年 1 0 月 1 日から導入予定である適格請求書等保存方式の開始に伴い、下関市上下水道局が発注する、受注者が適格請求書発行事業者に登録した日をまたぐ工事請負、業務委託、物品購入等に係る請求書に記載する請求額については、従来どおり、受注から納品までが受注者の登録日前後にかかわらず、**請求額を一括した額を記載した適格請求書により請求**いただきますようお願いいたします。

なお、適格請求書様式については、以下の各 URL から御確認ください。

【工事適格請求書様式 URL】

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/water/58243.html>

【物品適格請求書様式 URL】

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/water/57555.html>

○お問合せ先

下関市上下水道局 経営管理課 契約管財係

電話番号：083-231-8851

※インボイス制度に関するお問合せは、納税地を所轄する税務署にお願いいたします。